

公 示

令和5・6年度において東北農政局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項並びに一般競争及び指名競争に参加しようとする者（建設工事における共同企業体を含む。）の資格審査の申請時期及び方法について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第4項の規定に基づき、令和4年10月31日付け官報による公示のほか次のとおり公示する。

令和4年10月31日

東北農政局長 坂本 修

- 1 契約種類別の希望種別区分は、下記に掲げるものとする。
なお、これらの業種の区分については、別紙1の業種区分表に掲げるとおりとする。

記

契約の種類	建設工事等の種別
1. 建設工事	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条に規定する建設工事に関する契約
2. 測量・建設コンサルタント等	調査、測量及び設計に関する契約

- 2 一般競争（指名競争）に参加する者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

- ア 予決令第70条に該当する者は、有資格者としなない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当する。
- イ 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者は、有資格者としなない。
- ウ 経営状態が著しく不健全であると認められる者は、有資格者としなない。
- エ 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者は、有資格者としなない。
- オ 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者は、有資格者としなない。
- カ 共同企業体を構成する者のいずれかが上記アからオに該当するときもまた同様とする。
- キ 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者は、有資格者としなない。

(2) 資格審査

一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項について審査した結果を総合的に評価し、契約の種類別に必要な等級に区分して、これを発注の標準となる契約予定金額と対応させて定めるものとする。

ア 建設工事契約

(ア) 建設業法第27条の23第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項

(イ) 専門技術者の状況

(ウ) 東北農政局における工事成績

イ 測量・建設コンサルタント等契約

(ア) 年間平均測量等実績高

(イ) 自己資本額

(ウ) 流動比率及び営業年数

(エ) 専門技術者の状況

(オ) 東北農政局における測量等施行実績

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページから入手することができる。

<https://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html>

また、インターネットを使用して申請をする場合は、下記に掲げるアドレスにアクセスし、令和4年11月1日から令和4年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和4年11月1日から令和5年1月13日までの間に得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、下記に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに以下の（2）のイの（エ）から（キ）までに掲げる書類を添付し（3）のイの（イ）に掲げる提出先に郵送（書留郵便）するものとする（（キ）に掲げる書類については、郵送に代えて（1）ホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。）。

インターネット一元受付専用のホームページアドレス

建設工事の申請 <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

測量・建設コンサルタント等の申請 <https://www.pqrc.mlit.go.jp>

(2) 申請書の提出方法

ア 郵送により申請書を提出する場合（インターネット一元受付に対応していない申請手続き（共同企業体（経常JV）に関する申請等）

申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が北海道又は東北農政局管内に所在する場合、（3）アに掲げる提出先に郵送により提出すること（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）。

イ インターネットにより申請する場合

インターネットにより申請する場合は、（1）のインターネット一元受付専用のホームページアドレスにアクセスし、（1）において作成した申請用データを、（1）において入手したパスワードを入力して送信する。

なお、経常共同企業体等複数の者のインターネットによる申請はできないので、このような場合は、郵送（簡易書留に限る。）による申請とする。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が以下の（ア）から（オ）に示す合併新設会社等で合併後5年未満の場合には、ウの（キ）に掲げる書類を（3）のアに掲げる提出先に郵送により提出すること。

（ア） 合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

（イ） 親会社とその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

- (ウ) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- (エ) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- (オ) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

ウ 建設工事契約

- (ア) 営業所一覧表
- (イ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号第一の四の1（一）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（二）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（三）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）
- (ウ) 業態調書
- (エ) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）
- (オ) 共同企業体等調書（経常共同企業体）
- (カ) 共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）
- (キ) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後5年未満の場合は、当該事実を証明する書類
- (ク) グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (ケ) 行政書士等による代理申請の場合は、委任状

エ 測量・建設コンサルタント等契約

- (ア) 測量等実績調書
- (イ) 技術者経歴書
- (ウ) 営業所一覧表
- (エ) 財務諸表類
- (オ) 登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
- (カ) 登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はその写し）
- (キ) 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3の写し）
- (ク) 行政書士等による代理申請の場合は、委任状

(3) 申請書の提出先及び問合せ先

- ア 郵送の場合（インターネット一元受付に対応していない申請手続き（共同企業体（経常JV）に関する申請等）

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎A棟5階
 東北農政局農村振興部設計課調整係
 電話 022-263-1111（代表） 内線4150

- イ インターネットの場合

- (ア)（建設工事）
一元受付ヘルプデスク 電話 082-553-9149
- (イ)（測量・建設コンサルタント等）
インターネット一元受付ヘルプデスク

〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-7-17 SS. 仙台ビル 2階
測量・建設コンサルタント等インターネット一元受付ヘルプデスク
電話 022-397-9558

4 申請の時期

令和5年度当初からの資格付与を希望する者は、以下の期間にインターネット又は郵送により申請するものとする。

(1) インターネットの場合

令和4年12月1日から令和5年1月13日までの間（令和4年12月29日から令和5年1月3日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く9:00～17:00））に、3の（1）のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

(2) 郵送の場合（インターネット一元受付に対応していない申請手続き又は随時受付を郵送により申請する場合）

令和4年12月1日から令和5年1月13日（当日消印有効）までの間に郵送（簡易書留に限る。）すること。

また、インターネットによる申請を除き、上記期間経過後も申請は随時に受け付けているが、資格取得が遅れることがある。

5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、「資格確認通知書」により申請者に郵送で通知する。

6 資格の有効期限

資格を付与された日から令和7年3月31日までとする。

業 種 別 区 分 表

1 建設工事契約

業種の区分	内 容
1 土木一式工事	土木工事業
2 建築一式工事	建築工事業
8 電気工事	電気工事業
9 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 舗装工事	舗装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他工事	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

2 測量・建設コンサルタント等契約

業種の区分	内 容
71 測量	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務
72 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条に規定する土地家屋調査業務
73 建設コンサルタント	公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務
74 建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務
75 計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務
76 地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する地質調査業務
77 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタント業務
78 その他	その他の業務